

再 意 見 書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 957-0061

住所 新潟県新発田市住吉町5丁目12番22号

会社名 株式会社新潟通信サービス

代表者名 代表取締役 本間 誠治

連絡先 Tel. Fax.

メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

<総論>

NTT 東西が今回申請したネイティブ方式について、他者（社団法人日本インターネットプロバイダー協会、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、KDDI 株式会社、EditNet 株式会社等）の意見書にもあるとおり指摘された問題点や懸念が解決されるまで許可されないことが適当と考えます。

また、IPv6 導入のためのマルチプレフィックス問題については NTT 東西が稚拙に NGN サービスを始めたことに由来するため、一義的に NTT 東西の責任と負担において解決をするべきと考えます。

<各論>

現在 NTT 東西の FTTH サービスは殆ど市場を独占しており、この FTTH によるインターネットサービスが最大 3 社のみを集約されることとなります。

これは通信事業を広く解放し、それまで NTT 東西が独占していることによって高止まりしていた通信の世界を、「世界で一番安く高速なインターネット」と呼ばれるまでにした競争の原理を取り除くものであり、行政の後退といえます。

こうした考えの基に EditNet 株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

3 社のいわゆる「代表 ISP」は、第一種指定電気通信設備への接続上不可欠な役割を持つものであり、一種指定並みの規制（提供義務及び約款化の義務など）が課せられる必要がある。

ネイティブ方式では、代表 ISP が必ず活用業務を利用することとなっており、しかも広域化機能は非指定設備であることから、一種指定に接続するために、非指定を経由する必要が生じるという問題が生じ、本来の NTT 東西の業務を大きく逸脱する。

ある時点のローミング利用者数の上位 3 社が固定的に今後もネイティブ方式での相互接続が行いうるとするのは、市場の寡占化につながる。（EditNet 株式会社）

ネイティブ方式によるインターネット接続サービスを希望する一般の ISP 事業者は、指定電気通信設備である NGN と接続するにも関わらず、直接接続可能な事業者数の上限が 3 社という制限から、ネイティブ接続事業者経由でないと NTT 東西と接続することができません。一般の ISP 事業者はネイティブ接続事業者から指定電気通信設備である NGN 上の IPv6 インターネット接続サービスの卸売りを受けることとなりますが、ネイティブ接続事業者は一般の電気通信事業者であることから、現行法では役務提供義務を有しません。約款案では「不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当な差別的な取扱いを行わないこと」しか規定していませんが、ネイティブ接続事業者に対しては、更に役務提供義務を

課すなど、指定電気通信設備事業者並みの規制が必要と考えます。

また、ネイティブ接続事業者同士の合併は独占状態を生む可能性があるため、事業合併は禁止する制限も必要と思います。インターネット業界では企業買収などを通じた事業者の統廃合も盛んであり、当初3社だったネイティブ接続事業者が合併などを通じて1社となった場合や、持株会社などを通じて経営統合がされた場合、実質上ネイティブ接続においては独占企業が誕生することになります。その場合は空いた枠を活用し、新たな会社がネイティブ接続事業者として参入できるか、ネイティブ接続を提供する会社が合併する場合は、ネイティブ接続に関する事業を別会社に事業分離することを義務づけるなどの措置が必要と考えます。

さらにネイティブ接続事業者は、自らも小売で一般のエンドユーザーにサービスを提供すると、卸を受ける他事業者は条件面で不利となることも考えられます。従いまして、ネイティブ接続事業者は他ISP事業者に対する卸売りに徹し、自らエンドユーザーに対する小売は行なわないこととするべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

更に、現在独占状態にあるNTT東西のFTTHサービスにおいて、その関連会社を含めたNTTグループ会社がインターネットを独占することの無い様にするため、ネイティブ方式の接続事業者(代表ISPの)条件について、EditNet株式会社、KDDI株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

公正競争上、NTTグループの会社や、特定のISPの影響力が及ぶ事業者が代表ISPになるのは制限されるべきである。(EditNet株式会社)

・NTT東・西自身がISP事業を行うことはNTT法の趣旨に反するものであり、仮に活用業務の認可申請が行われたとしても、NTTの組織形態を見直し、アクセスとコアIP網を分離してNGNを構築し直さない限り公正な競争環境が担保されないため、絶対に認められるべきではありません。

・NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、本来必要な活用業務認可手続きを経ず、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となります。従って、NTT東・西の子会社はネイティブ接続事業者となる資格を持たないものとして扱うべきであると考えます。(KDDI株式会社)

NTT東西を地域通信の会社と位置づけるNTT法の原則からして、NTT東西の子会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接続事業者となるべきではないと思います。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

現在サービスされているNTT東西のNGNサービスはIPv6アドレスで動作することを前提としており、サービス開始以前からマルチプレフィックス問題は解っていた問題です。NTT

東西の活用業務の認可時の考え方からしても、IPv6のプレフィックス問題はNTT東西がIPv6をサービス提供するにあたって一義的に利用者負担なしに解決される問題であると考えます。こうした考えの基にKDDI株式会社の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

(1) NTT東・西のNGN網内サービスへのIPv6グローバルアドレス使用

・NGN活用業務の申請においては、提供予定のサービスの種類は「Bフレッツ相当の光ブロードバンドサービスに対応したISP接続」とされており、従来のBフレッツにおけるISPとNTT東・西との関係を継続するような説明がなされています。

・従来、Bフレッツ（地域IP網）では、ISPがインターネット接続のためのIPv4グローバルアドレスを払い出しており、NTT東・西は、ISPのインターネット接続に影響を与えずに地域IP網内サービスを提供してきました。NTT東・西の本来業務が地域電気通信業務であり、かつNGNが閉域網であることを考えれば、IPv6についてもISPの払い出すIPv6グローバルアドレスによるインターネット接続に影響を与えずにNGN網内サービスが提供されるべきです。

・しかしながらNTT東・西は、自らがIPv6グローバルアドレスを使用してNGN網内サービスを提供し、IPv6マルチプレフィックス問題を発生させました。これは、NTT東・西が惹き起こした問題であり、NTT東・西が自らの責任において主体的に解消すべき問題です。

従って、問題の解消に係る費用等は全てNTT東・西が負担すべきであると考えます。

(KDDI 株式会社)

新たな意見として次の内容を付加させていただきます。

今回のネイティブ方式は顧客先のIPアドレスを代表ISP事業者のアドレスを利用することでマルチプレフィックス問題を解決しています。

このことはNTT東西の光電話もこのIPアドレスを使用するということであって、ネイティブ方式が光電話のサービスそのものも、将来的に他社に開放することが可能な仕組みと考えられます。

NTT東西による電話回線と結びついた今回のNGNサービスは、通信網をNTT東西が管理するが電話事業はNTT東西及び代表ISPの3社がそれぞれ行えるようにすることで、企業間の競争を生み、NTT東西の独占を弱め、品質及びサービスにおいて充実するものと考えます。

接続可能会社が3社である制限や、接続点がNTT東西で各1個所といった制限が、将来無くなる保障は全くないようです。各種説明会などで聞き及んでいる限り将来的にも不可能と思われる。

3社しか利用できないネイティブ方式は、今後の電話網の開放政策のために温存しておくことが望ましく、インターネットに利用されるべき性質のものではないと考えます。

3社しか利用できない不備な方式を性急に認めることは、後に余裕をもって制度を改める時の障害ともなります。現時点では認めるべきものではないと考えます。